

東京富士大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京富士大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京富士大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、創立者の「自戒の言葉」を受継ぎ「建学の趣旨」として学則に明示され、また、「時代に即した『人間教育』を行うこと」として人材育成の三つの基本方針を立てることにより簡潔に文章化され、入学式の学長式辞や教員懇親会、学生要覧、ホームページなどを通じて学内外に表明されている。

「人道による世界平和」の実現を目指して新しき時代を開き、これを担っていく人材を養成するという教育の目的により「経営学を、主体の学・実践の学・社会科学の総合の学」ととらえており三つの方針（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）の再構築をするなど、使命・目的及び教育目的に教育研究の個性・特色は反映されている。

現在進行中の「第1期中期計画（平成27(2015)年度～平成30(2018)年度）」や、三つの方針には建学の精神、大学の使命・目的が反映されており、これらを達成するための学部・学科・大学院の教育研究組織は、適切に整備されている。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは、経営学部及び3学科ともに明示されており、その方針に従って多様な入試が行われ、選抜方法も規則に基づき選考されている。大学全体での収容定員は未充足であり、今後充足に向けて更なる積極的な対策が望まれる。

履修者の適正規模の講義をはじめ、少人数教育と面倒見の良い大学の実現に向けて、ゼミ活動活性化に重点的に取り組んでおり、単位制度の実質を保つ工夫も行われている。

キャリア支援については、就職ガイダンス、メールマガジンによる学生向け情報発信、SNSの活用、「GMT（地元）企業訪問研究」による学生と地元企業との研究機会の拡大など活発な支援が行われ、就職・進学に対する効果的な支援体制が整備されている。

課外活動や学生自治会である「学友会」のサポート、留学生への支援を行う国際交流センター、学生相談室等、学生サービスの体制は整えられ適切に運営されているが、医務室（保健室）での更にきめ細かいサポートが望まれる。

教育目的の達成のための施設・設備は適切に整備され、それらの安全性は確保され、バリアフリー化に向けた取り組みが行われている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為のほか、法人の管理運営に関する諸規則が整備され、理事会、評議員会は定期的開催され、重要事項の審議・決定をはじめ、戦略的意思決定ができる体制が整備され

ている。理事会・評議員会の議案書及び議事録の作成や保管については、より適切な管理が望まれる。

大学の運営に関する意思決定組織は、大学運営会議、教授会であり、学長のリーダーシップのもと適切に機能しており、各専門委員会、特別委員会、時限的な企画委員会を設置し機動性を確保するなど、ボトムアップによる意思決定の仕組みも整備されている。

平成 19(2007)年以降、収支バランスが悪化し、平成 23(2011)年度から 5 か年計画の「経営改善計画書」が作成され収支の改善に取り組んでいるが、目標は達成されず、平成 27(2015)年度より新たな中期計画を作成しており、今後、改善への更なる取組みに期待したい。

監査法人による会計監査及び監事による監査は適正に行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

自己点検・評価の実施については、学則に定められ、短期大学時代の平成 4(1992)年から自己点検評価委員会を設け、自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価の結果は、「東京富士大学自己評価報告書」として取りまとめ、CD-ROMとして教職員及び関連機関に配付されるとともに、ホームページ上でも公開するなど、自己点検・評価や認証評価の結果は共有され、社会へ公表されている。また、大学として、自らの点検・評価の結果を改善に生かすために各組織が有機的に連携し、機能する仕組みは整備されている。

平成 25(2013)年度より評価項目に「大学組織として改善すべき項目」を追加し、個々の教員から大学組織に対するコメントが反映される仕組みができ、大学をあげて自己点検・評価を行う仕組みが確立され、評価による改善が実施されている。

総じて、大学は建学の精神や使命・目的に基づき適切に教育・研究に取り組んでいる。平成 23(2011)年度に経営改善計画を策定し、帰属収支差額黒字化を達成するため、教学改革、学生募集対策、経費削減等に取り組んだが、十分な効果を挙げるには至らず、対策は「第 1 期中期計画（平成 27(2015)年度～平成 30(2018)年度）」に受継がれ、財政再建のため努力を続けている。大学の財政健全化を目指し、入学定員確保に向けた計画を着実に実行していくことに大いに期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神を踏まえた大学の使命・目的は、「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、人道による世界平和の精神を指導理念として、知的、道徳的及び応用的能力を有する人材育成を目的とするとともに、その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与することを使命とする」として学則に具体的かつ明確に定めている。また大学の使命・目的及び教育目的は「時代に即した『人間教育』を行うこと」として、創立者の「自戒の言葉」や「大愛の涵養に努むること」「正義の顕揚を図ること」「文化の向上に資すること」という「建学の趣旨」などを示すことにより簡潔に文章化している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的の実現のため、「経営学を、主体の学・実践の学・社会科学の総合の学」ととらえて、これをビジネス社会の有為の人材を育成するための基礎学として教育する目標を掲げ、少人数制や双方向授業などで、学生が主体的に思考し、自律できる取組みをするなど、使命・目的及び教育目的に大学の教育研究の個性・特色は反映されている。

使命・目的及び教育目的は、設置されている3学科において適切に定めて学校教育法第83条を遵守している。また、社会の変化に応じて人材育成の方針を明確にした教育課程の見直しも行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の策定は、大学教授会、研究科委員会においては教職員が、理

事会においては役員が、それぞれの審議過程に関与し制定・改定を行っており、教職員、役員の理解と支持を得ている。また、大学の使命・目的、教育目的は、入学式の学長式辞や新入生オリエンテーション、教員懇親会、FD(Faculty Development)研修会、学則、学生要覧、学報、大学案内、ホームページなどを通じて学内外に周知されている。

「第1期中期計画（平成27(2015)年度～平成30(2018)年度）」は、建学の精神、大学の使命・目的を踏まえ、自己点検・評価を反映し策定されたものであり、また、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーの策定や見直しは、使命・目的及び教育目的を反映したものとなっている。

学部・学科・大学院の教育研究組織は、大学の使命・目的及び教育目的を達成するために整備されており、適切に機能している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目2-1を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、経営学部及び経営学科、経営心理学科、イベントプロデュース学科の3学科ともに、大学案内、入試ガイド、学生募集要項及びホームページ等で明確化され、また学外進学説明会やオープンキャンパス等で周知が行われている。

入学者の選抜は、アドミッションポリシーに沿って多様な入試区分により行われ、選抜方法も、「入学者選抜規程」に基づいている。

大学全体におけるこの5年間の収容定員充足率は定員充足には至らず、特にこの3年間はほど遠い状況にある。入学者の減少に伴いその原因解明を図り、広報メディアツールの見直し、オープンキャンパスの運営強化、重点校の設定と高校訪問の強化等、受験者の視点に立った具体的な施策を実施してきたが、各学科ともに入学定員の確保・充足を達成できていない。今後、更なる要因分析をもとに積極的な対策を講じることで、充足率の向上につなげていくことに期待したい。

【改善を要する点】

○全学科の定員充足率は厳しい状況にあり、各学科ともに入学定員の確保・充足が最も重要な課題となっているため、今後、入学者減少の要因分析をもとに積極的な対策を講じ

るよう改善が必要である。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学全体や学科、研究科ごとの教育課程の編成方針を定め、それらを学生要覧やホームページで明示し、定められた教育課程の編成方針に基づき、学科ごとに教育課程を編成している。また、学生の進路に即した履修コースや履修モデルを提示し、学生要覧等において各学科でコースごとのカリキュラムマップを適切に設定する等、学生が希望する進路に即した体系的な履修が可能となるようにしている。

履修者の適正規模の講義をはじめ、少人数教育と面倒見の良い大学の実現に向けて、ゼミ活動活性化に重点的に取り組んでいる。さらに、教育課程編成方針に即した学修機会を確保するため、履修登録の上限及び半期で履修登録できる単位を設定する等、単位制度の実質化を保つ工夫が行われている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

大学は、委員に任命された教員、学務部長及び職員で構成される学務委員会が、教育指導方針、定期的な学生への教育指導、授業開講及び資格取得講座の単位認定等の協議を行っている。学生の教育・指導の充実及び出席管理等の整備に向けて、担当する学生の指導をよりきめ細かく行う体制として副担任を設置する等、教職員の協働による学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施の体制がとられている。

学生と教員とのコミュニケーションの場としてのオフィスアワーが、毎週 1 回設けられ、場所・時間はホームページ等を通じて学生に周知されている。

TA 制度は、平成 25(2013)年度より導入され平成 26(2014)年度にイベントプロデュース学科の講義「イベント実習」において活用されている。

学生への学修及び授業支援のための学生の意見等をくみ上げる仕組みについては、学務課での学生への問いかけや「ご意見箱」の設置等、適切に整備・運用されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件については、学則・大学院学則において明確に定められ、厳正に適用されている。また、成績評価については「学務部からのご案内」という書面で基準値を明確にし、公平性を担保している。教員には授業評価報告書の提出が義務付けられ、学務委員会・学務部長の点検により成績評価の公平性に努めている。学部及び研究科のシラバスにおいて、授業計画及び成績評価基準が全学科・研究科で示されている。

GPA(Grade Point Average)制度が導入されており、成績優秀者に対する表彰制度及び奨学金受給者の選考基準等に活用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア支援のための組織としてキャリア支援委員会及びキャリア開発センターが、教職員の連携をとりながら、「キャリアデザイン」といった科目の開設等、教育課程内での就業支援のほか、「顔の見える個別指導」「授業科目における職業指導」「地の利を生かした企業連携」(GMT(地元)企業訪問研究)「早期段階からのキャリア意識形成」を実現するために、全学的なキャリアガイダンスを管理し、効果的な支援体制の整備を図ってきた。平成16(2004)年度より正規科目として「インターンシップ」が導入され、インターンシップ説明会から事後の報告書作成に至る一連の過程で担当教員による指導等が行われる制度となっている。また、キャリア支援活動としてメールマガジンによる学生向け情報発信、SNSの活用、「GMT(地元)企業訪問研究」による学生と地元企業との研究機会の拡大等、インタラクティブな方法での支援も行われ、就職・進学に対する相談・助言体制が整備され運営されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどを通して教育目的の達成状況の点検・評価が行われている。授業アンケートに加えて、教育目標の達成状況を教員が自己点検するため、全教員に対して授業評価に関する授業評価報告書の提出を義務付けている。点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善に向けてフィードバックすることについては、学長及び学務部長が全科目について授業評価報告書を精査した上、教員への指導・助言を適宜行う体制をとっている。平成 25(2013)年度において学科・担当科目グループごとに行われた授業評価に基づき改善の努力が見られた。平成 27(2015)年度入学生からタブレット端末を利用して予習の促進を図り学修時間の確保を目指している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

課外活動や学生自治会である「学友会」のサポートなどを担当する学生部学生課、留学生への支援を行う国際交流センター、学修に関する問題や心の問題の支援を行う学生相談室等の組織を整備し、学生へのサービス推進・向上を図っており、学生サービスの体制は整えられ、適切に運営されている。

また、学生生活を安定させるための配慮として、大学独自の奨学金制度を複数設けている。

学生のメンタルヘルスと学修上の問題傾向などを調査する「学生生活意識調査」と学生生活全般に関する学生の意見や要望を把握するために「学生満足度調査」を実施しており、両調査の結果を踏まえて課題解決を図っている。また、学生の意見や要望をくみ上げるシステムとして、「ご意見箱」が設けられている。

【参考意見】

○学生が心身ともに健康な生活を送れるようにサポートするために、医務室（保健室）に常駐の専任スタッフを置くことが望まれる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員数及びその構成と配置は、教育目標に沿った教育課程の運営を通して適切に行われ、またその採用及び昇任は諸規則及び内規に基づいて適切に行われている。各学科固有の専門科目は学科所属教員が担当するシステムをとっている。FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みとして、平成 24(2012)年度から FD 活動を強化するために FD 委員会を自己点検評価委員会に改称している。平成 26(2014)年度にも FD が実施されているが、小規模大学にふさわしい効果的・効率的な FD 活動の仕組みを模索している。

平成 26(2014)年度に教養教育委員会を設置し、教育理念に基づく学士課程教育に必要な教養教育の内容等について検討し、教養教育の充実化に取り組んでいる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のために、校地、運動場、校舎、体育施設、情報サービス施設などの施設・設備は適切に整備されている。また、施設・設備の安全性は確保され、バリアフリー化に向けた取組みが行われている。

図書館は適切な規模を有し、学術情報資料を確保しているほか、開館時間も含め十分に学生の利用できる環境が整えられている。

情報関連設備では、学生や教員からさまざまな意見が挙げられ、課題化している点について改善の努力が行われている。

授業を行うクラスサイズは、教育効果を上げられるような人数になっている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

法人及び大学の経営は、寄附行為に定められた理事会、評議員会が開催され、学則や経理規程等の諸規則に基づいて適正に管理運営が行われている。また、理事会、教授会、大学運営会議を毎月開催するとともに、「経営改善計画」に続き「第 1 期中期計画」を策定するなど、使命・目的の実現に向けた継続的な努力が認められる。教員や校地・校舎は大学設置基準に必要な数・面積が整備されており、関係法令が遵守されている。

「ハラスメント防止に関する規程」「教員倫理規程」「危機管理規程」「衛生委員会規程」等を整備し、人権や危機管理、安全に配慮した運営に努めている。また、キャンパス内の緑化や節電、ごみの分別徹底など環境についての配慮がなされている。

大学の教育情報及び財務情報については、ホームページに情報公開のページを設けて法令にのっとりわかりやすく公開されている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は寄附行為に基づいて定期的で開催され、重要事項の審議・決定が行われており、戦略的意思決定ができる体制が整備されている。また、副理事長を置いて理事長を補佐しているほか、平成 27(2015)年度からは理事会を毎月開催しており、機動性のある業務決定に努めている。

理事の選任は寄附行為に基づいて行われており、各理事の理事会への出席状況は適正である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の運営に関する企画立案や学内の意見調整を行う最高審議機関として大学運営会議を設置し、学長が議長となり、毎月会議を開催している。

教授会は、大学の教育研究に関する重要事項について学長に意見を述べる機関として位置付けられ機能している。また、教授会のもとに、教育研究に関する専門委員会及び特別委員会が置かれ、分掌に応じた具体的な業務遂行が図られている。特別な課題に対しては、学長の諮問機関として時限的に企画委員会を設置するなど、機動性が確保されている。

以上のように、理事である学長が大学運営会議の議長となり、教学の基本的方針を固めた上で、教授会及び各委員会において教学の個別的事項について業務の遂行が図られており、学長がリーダーシップを発揮できる機能的な体制が構築されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

学長は理事会・評議員会に教学側代表として出席し法人の意思決定に参画している。また、理事会の決定事項が大学運営会議や事務連絡協議会を通じて大学に伝達されるなど、主に学長と事務局長が法人と大学、教学部門と事務管理部門をつなぐ要となって、相互の意思疎通と連携が図られている。

監事は寄附行為に基づいて選任され、業務・財政状況に関する報告書を作成して理事会・評議員会に報告している。評議員は寄附行為に基づいて選任され、評議員会も定期的に開催されている。

教員や事務職員の提案は、専門委員会等を通じてくみ上げられる仕組みが整備されている。

【改善を要する点】

○理事会・評議員会の議案書の資料の欠落や議事録に捺印を押し完成後に変更を加えているなど、作成方法や管理方法に問題があるため改善が必要である。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

組織の簡素化を目指して組織改革を進めているため、職員数は減少する傾向にあるが、職制及び事務所掌は規則に定められており、業務の遂行に必要な部署・職員は配置されている。

大学事務の効率化、情報の共有化のため、事務連絡協議会を月 1 回開催し、業務運営の円滑化が図られている。教授会のもとに置かれる各委員会には事務部門の役職員が委員として参加し、教職員の協働体制が整えられている。また、業務執行体制が有効に機能しているか、各委員会の年度総括を毎年とりまとめ、自己評価報告書に記載している。

職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)研修については、FD との合同研修会及び若手職員研修会を開催しているほか、各種外部研修会への職員の参加を推進している。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 19(2007)年以降入学者の減少により収支状況が悪化し、帰属収支差額の赤字が続いている。そのため、夜間部の廃止や学科の名称変更や新設（平成 25(2013)年度経営心理学科への名称変更、イベントプロデュース学科の新設）など学生確保を目指した取組みが行われている。

財務基盤の確立のために、日本私立学校振興・共済事業団に相談の結果、平成 23(2011)年度から 5 か年計画で「経営改善計画書」が作成され教学改革、学生募集対策、経費削減対策を実施した。平成 27(2015)年度からは「経営改善計画書」をもとに「第 1 期中期計画」を作成し収支の改善に取り組んでいる。

【改善を要する点】

○平成 23(2011)年度からの「経営改善計画書」実施以後も、収支バランスが改善されていないので、平成 27(2015)年度からの「第 1 期中期計画」を確実に実行し、学生確保による安定した財務基盤の確立のために、計画の実行に真摯に取り組むよう、改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は学校法人会計基準、経理規程等に準拠し、必要に応じて公認会計士に確認をとり、適切なアドバイスにより適正に行われている。経理に付随して必要な資金運用規則等も整備されている。

監事は監査法人と連携して月次決算及び年次決算に立会い、収支決算及び財産の状況等業務執行状況について報告を受けるなど監査体制の整備が図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第 2 条に大学の使命・目的の達成のため自己点検・評価を実施することを定めており、富士短期大学時代（平成 4(1992)年）から自己点検・評価委員会を設けて、現在まで自主的・自律的な自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価体制は理事長のもとに自己点検・評価委員会があり、自己点検・評価の事務処理を行う「自己点検推進室」が設置され、自己点検・評価の検証及び報告書の取りまとめを行っている。

「自己点検・評価実施要綱」に定める評価項目に基づき、学長のリーダーシップのもとで、自己点検・評価を毎年実施している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学は「自己点検・評価実施要項」を定め点検・評価を行っている。

現状把握のための調査については、企画委員会で現行のデータ収集の適切性、透明性についての検討が行われている。「学生満足度調査」を学期終了時に全学生を対象に実施して、集計結果の分析を、理事長・学長に報告するなど、適切な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の結果を、「東京富士大学自己評価報告書」として取りまとめ、現在までに 9 冊の報告書を刊行し、CD-ROM として教職員及び関連機関に配付するとともに、ホームページ上でも公開するなど、自己点検・評価や認証評価の結果は共有され、社会へ公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学として、自らの点検・評価の結果を改善に生かすために、各組織が有機的に連携し、適切に機能する仕組みが整備されている。

授業アンケートによる「授業評価報告書」を活用して個々の授業改善の PDCA サイクルを展開する仕組みはできているが十分ではなかったため、平成 25(2013)年度より評価項目に「大学組織として改善すべき項目」を追加し、個々の教員から大学組織に対するコメントが反映される仕組みができ、大学をあげて自己点検・評価を行う仕組みが確立され、評価による改善が実施されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放

A-1-② 生涯教育

A-1-③ 地域連携・社会連携

【概評】

地域社会に密着した大学づくりを重視しており、大学施設の開放を積極的に行っている。新宿区との相互利用協定に基づき区民に図書館を開放し、オレンジリボン運動の趣旨に賛

東京富士大学

同してイベントのために中庭を開放している。また、高校生が対象となる大規模なイベントの会場として講堂を提供している。

生涯学習教育への取組みとしては、平成 17(2005)年度から社会人と地域社会に対して広く開かれた学びの場を提供するために「東京富士アカデミー」を開設している。同アカデミーとして、シニア層に人気の高い「新宿歴史探訪講座」、日本初の「BBQ 検定（初級）講座」、企業や業界団体の依頼に応じて出講する受注講座などを実施している。

公開講座の一環として平成 26(2014)年には、社会人が無料で参加できる「イベント特講：オリンピック学」を全 15 回開講している。

また、地域連携や社会連携として学部の専門性を生かして、地元の金融機関との連携による「ビジネスフォーラム」、企業との連携による「TFU ビジネス研究塾」（「ゲームビジネス研究塾」「観光ビジネス研究塾」「オリンピック研究塾」「アーティスト産業研究塾」）などの学生参加の実践型研修会を行っている。

大学の活動が社会にどのような影響を与えるのかを考え、また、大学という教育機関からの発信により、社会を良い方向へ導けるかを考慮しながら、地域社会とのコミュニケーションに積極的に取り組んでいる。

